

香川県条例第32号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(特殊勤務手当の種類等) 第2条 略						(特殊勤務手当の種類等) 第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 災害警備等手当 (8)～(13) 略 2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種類	受給者の範囲	単位	支給額			種類	受給者の範囲	単位	支給額		
1～6 略						1～6 略					
7 災害警備等手当	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、	日額	ア <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により設定された警戒区域又はこれに準ずる危険な区域において災害警備等に従事した場合</u>	大規模な災害に係る業務に従事した場合	2,160円	7 災害警備等手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、	日額	ア <u>災害警備等に引き続き2日以上従事した場合</u>	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により設定された警戒区域又はこれに準ずる危険な区域において災害警備等（著し	1,680円
			イ 災害警備等	大規模な災	2,160円						

通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の業務（以下「災害警備等」という。）に従事する者	に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助に従事した場合（アに掲げる場合を除く。）	害に係る業務に従事した場合	
		その他の災害に係る業務に従事した場合	1,680円
	ウ 大規模な災害に係る業務に従事した場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）	夜間	1,620円
		昼間	1,080円
	エ その他の業務に従事した場合	夜間	1,260円
		昼間	840円
8～13 略			

通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の業務（以下「災害警備等」という。）に従事する者	く危険な人命救助を除く。）に従事した場合	著しく危険な人命救助に従事した場合	1,680円
		その他の業務に従事した場合	840円
		イ 著しく危険な人命救助に従事した場合（アに掲げる場合を除く。）	840円
	8～13 略		

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表7の項の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 改正後の別表7の項の規定を適用する場合には、改正前の別表7の項の規定により支給された災害警備等手当は、改正後の別表7の項の規定による災害警備等手当の内払とみなす。